資料３

パートナーシップ宣誓
制度について（案）

北本市

１　パートナーシップ宣誓制度

近年、性の多様性が社会的に理解され、法律で同性カップルの婚姻が認められている国もありますが、日本では認められておりません。

パートナーシップ宣誓制度は、性の多様性等を理由に婚姻できないカップルや婚姻しないカップルが、お互いを人生のパートナーとして日常生活において、協力して継続的に生活を送ることを市に宣誓し、市がその宣誓に対して証明書を交付するものです。

ただし、宣誓により法的効力があるものではありません。

この制度は、差別や偏見が解消され、性の多様性や事実婚に関する社会的理解が広がり、性の多様性等により生きづらさを感じている方々の心の負担軽減に繋がることを期待し、導入するものです。

２　宣誓できる方

パートナー宣誓制度を利用できる方は、以下の項目すべてに該当する方です。

（１）宣誓日に成年であること

（２）北本市民であること、または３か月以内に転入を予定していること

（３）結婚していないこと（配偶者がいないこと）

（４）宣誓者以外の方とパートナーシップ又は事実婚の関係がないこと

（５）宣誓者同士が近親者（養子縁組を含む。）でないこと

近親者とは、直系血族、三親等内の傍系血族又は直系血族が該当します。

養子縁組の場合、養子縁組を解除すれば宣誓が可能になることがあります。

３　宣誓後について

（１）パートナーシップ宣誓証明書及び宣誓証明書カードの交付

・ パートナーシップ宣誓をされたことを証明する宣誓証明書、宣誓証明書カードをお二人それぞれに交付します

（２）宣誓証明書及び宣誓証明書カードの返還

次のいずれかに該当する場合には、交付された宣誓証明書等の返還をお願いします。

・パートナーシップの解消

・一方又は双方が市外に転出した場合

・転入を予定していたものが、期間内に転入しなかった場合

・一方がお亡くなりになった場合

・いずれか一方が婚姻、又は他の者とパートナーシップを有することになった場合